

まちづくりプランナー創出実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、まちづくりプランナー創出実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、まちづくりのリーダーやグループが誕生しやすい環境を整備し、活動の奨励を図り、まちづくりを進める市民、企業、行政がともに考え、力を出し合う持続的発展可能なまちづくり活動を支援する。「学び」から「行動」に移りやすく、提言だけで終わらせない、身近な地域課題解決や理想を自らが具現化できる、人財づくりと地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりプランナー創出事業の実施
- (2) まちづくりプランナー創出事業の普及啓発
- (3) まちづくり人財養成講座で学び、まちづくりプランを作成した市民及びグループへの支援
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織及び委員の任期)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体の代表者及び個人等10名以内をもって構成し、任期は当該事業終了後の報告及び決算のための委員会までの任期とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

委員長1名 副委員長1名 監事2名

2 役員は、委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、次に挙げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業計画及び予算の決定に関する事
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項に関する事

3 必要に応じ部会を設けることができるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、米沢市教育委員会内に置く。

(経費)

第9条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年6月4日から施行する。